

広域相談支援体制整備事業（宗谷圏域）委託業務 プロポーザル企画提案説明書

1 委託業務名

広域相談支援体制整備事業（宗谷圏域）委託業務

2 事業の目的

本事業は、障がいのある人が希望する地域で安心して生活できるよう、障がい保健福祉圏域に相談支援に関する地域づくりコーディネーターを配置し、地域の相談支援体制等の構築に関する助言・調整等の広域的支援を行う。

3 委託業務内容

別添「広域相談支援体制整備事業実施要綱」に記載の事業内容のとおり。

4 委託契約の方法等

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の選定

当該委託業務の実施内容及び遂行方法等について、事前に企画提案書を審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）

(3) 契約期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで。

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付す。

(4) 契約書

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

(5) 契約保証金

ア 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

イ 契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則第171条及び第172条に定めるところによる。

5 予算上限額

5,432千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 企画提案を希望する者に必要な資格

次のいずれにも該当する単一の法人若しくは複数の法人による連合体（コンソーシアム）であること。

- (1) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第51条の19の指定一般相談支援事業所、又は同条の20の指定特定相談支援事業所を運営する法人であること（指定申請審査の結果、指定が確実である場合を含む）。
- (2) 上記(1)の指定相談支援事業所は、宗谷総合振興局管内に所在するものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (8) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (9) 次に掲げる届け出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (10) 道内に拠点をもつ法人であること。

7 審査基準

審査会等における審査において重視する項目は以下のとおりである。

- (1) 地域づくりコーディネーターの要件について
 - ア 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の整備に携わった実績
 - イ 要綱で定める専ら障がい者の相談支援業務に従事した経験年数
 - ウ 要綱で定める資格
- (2) 事業に取り組む体制について
地域づくりコーディネーターの配置場所（公平性・中立性の確保）
- (3) 事業受託にあたっての基本方針について
 - ア 地域の相談支援体制の構築
 - イ 地域生活支援拠点の整備や拠点機能の活用促進の支援
- (4) 業務内容について
 - ア 市町村への支援
 - イ 所管区域の障がい者の支援体制の充実等
 - ウ 北海道の障がい者福祉に関する広域的な支援体制の充実等

- (5) 事業の継続性又は新規性の評価について
- (6) 所要経費の積算について
必要な経費が適切かつ効率的に積算されているか。

8 手続き等

(1) 担当部局

北海道宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課
住 所：稚内市末広4丁目2-27
電 話：0162-33-2573

(2) 参加資格審査申請書の提出

企画提案をしようとする者は、事前に参加資格審査申請書を提出すること。

- ア 提出部数 1部
- イ 提出場所 8の(1)に同じ
- ウ 提出期限 令和8年(2026年)3月2日(月) 午後5時(必着)
- エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)による。
- オ 参加資格審査申請書 別紙様式による

(3) 企画提案書の提出

宗谷総合振興局を単位として作成すること。

- ア 提出要請 参加資格を有すると認められた者へは、企画提案書の提出要請書を改めて送付する。
- イ 提出部数 10部
※事業者名を記入したもの~1部、事業者名を記入していないもの~9部
- ウ 提出場所 8の(1)に同じ
- エ 提出期限 令和8年(2026年)3月16日(月) 午後5時(必着)
- オ 提出方法 8の(2)のエに同じ
- カ 企画提案書の内容 別紙様式の記載内容に基づき作成すること。(A4縦版)

(4) 参加資格審査申請書及び企画提案書の交付場所

8の(1)に同じ。

なお、北海道宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(<https://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/101767.html>)

(5) 提案内容に関するヒアリング

企画提案書の内容についてヒアリングを実施するが、日時及び場所については、別途通知する。

なお、ヒアリングには、当該委託業務の責任者となることを予定している者が出席すること。

9 その他

- (1) 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがある。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法が適合しないもの
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- (2) プロポーザルのヒアリングに参加しなかった場合の企画提案書は無効とする。
- (3) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (4) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (6) 提出された企画提案書は返却しない。